

コンセントの向こう側で起きている大改革

駿河弘美（電気電子部門）

スイッチを入れると明かりが灯る。いつもと変わりがなく電気は届けられているが、コンセントの向こう側では、電力システム改革と呼ばれる大改革が起きている。

平成28年度から電力の小売りが完全自由化され、誰でもどこからでも電気を買うことができるようになった。令和2年度は発電会社と送電会社が完全に分離され、電気の取引に容量市場、非化石価値取引市場が開設される。さらに、令和3年度には需給調整市場も開設されるなど、電気の取引のルールが目まぐるしく変わる。この変革の中、私が気になっている3つの点について述べたい。

第1にまやかしのルール。電気には、エネルギーとしての「電気の価値」があるが、再生可能エネルギーには「非化石価値」が付き、市場取引の対象となる。ルール上、この価値を買えば、その量の分だけ「再生可能エネルギーから供給されたとみなす」という。さらに、その価値を市場に出した発電所から供給されたことにもなる。例えば、岩手県内のA発電所の非化石価値を大阪のB会社買ったとすれば、A発電所の電気は大阪のB会社に供給されたとみなされる。物理的に岩手県で発電された電気が大阪に行くことは考えられない。大都市圏で使用している電気のほとんどは、二酸化炭素を放出する火力発電所から供給されているが、「非化石価値」は、「化石燃料由来の電気」を「再生可能エネルギーの電気」に変えられる。この価値が二酸化炭素排出削減の「免許符」として使われないことを願っている。

第2に地元への貢献。岩手県内の電力自給率は約

4割で、10年前の2割から大きく伸びている。内訳は、太陽光や風力といった再生可能エネルギーの発電が多い。開発した発電事業者の多くは本社が大都市圏にあるため、岩手の自然から得られた電気エネルギーではあるが、電気の売り上げは大都市圏に吸い取られる。地元には固定資産税や借地料など僅かしか落ちない。発電事業者を誘致する際に正面からこのことについて議論していればよいのだが、そのような話はあまり聞いたことがない。これからできることとして、自治体が地方創生事業を策定し、発電事業者に企業版ふるさと納税制度の利用などを働きかけてはどうだろうか。両者にとってメリットがある。

第3に技術者の育成。大改革によって多くの目がビジネス化した電気の取引に向いているが、電気を作り、安定的に送り届けることは昔も今も変わらない。近年増加しているのは太陽光発電であり、大都市圏の発電事業者でも施設管理は県内の技術者が担っている。技術者には、パネルの過熱など太陽光発電特有の事象への理解も求められる。また、固定価格買い取り制度の下で事業化した施設は20年程度で廃止の時期を迎えるが、太陽光発電所の廃止は例が少なく、近い将来にパネルの処分など未経験技術への対応が求められる。これまで受け継がれてきた技術を堅持し、更に新たな課題へも対応する技術者の育成は喫緊の課題である。

今、コンセントの向こう側で進められている大改革は、岩手にも多方面で影響するものであり、事実をしっかりと見極めながら対応しなければならない。